

## 税のペナルティー

申告期限までに申告・納税が完了していないとペナルティーが課されます。ペナルティーには、 罰則的な性格をもつ加算税と利子的な性格をもつ延滞税・利子税があります。また、青色申告の 承認取消しという処分もあります。

## ~加算税・重加算税とは?~

	課税要件		課税割合(増差 本税に対し)	不適用・割合の軽減	
税目				要件	不適用・ 軽減割合
過少申告加算税	期限内申告について、修正 申告・更正があった場合		10% 一定部分は 15%	・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申 告の場合	不適用
無申告加算税	期限後申告・決定が あった場合 期限後申告・決定につ いて、修正申告・更正 があった場合		15% 50 万円超は	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から2週間 以内にされた一定の期限 後申告の場合	不適用
			20%	更正・決定を予知しない修 正申告・期限後申告の場合	5 %
不納付加算税	源泉徴収税額について、法 定納期限後に納付・納税の 告知があった場合		10%	・正当な理由がある場合 ・法定納期限から1月以内 にされた一定の期限後の 納付の場合	不適用
				納税の告知を予知しない法 定納期限後の納付の場合	5 %
重加算税	仮装・隠 ペいがあ った場合	過少申告加算 税・不納付加算 税に代えて	35%	該当なし	
		無申告加算税 に代えて	40%		

## ~延滞税とは?~

延滞税は、申告などで確定した税額を法定納期限までに完納しないような場合に、法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて課されます。しかし、重加算税が課されない場合には、一定期間の延滞税が免除される特例があります。例えば、期限内申告で、法定納期限後1年以上経過して修正申告書を提出した場合には、法定納期限の1年後の翌日から修正申告書が提出された日までの延滞税が免除されます。延滞税の割合は、毎年定められており、平成26年の延滞税率は、納期限(前述の例の場合には、修正申告書の提出日)の翌日から2月を経過する日までは年2.9%(平成22年から平成25年までは年4.3%)であり、納期限の翌日から2月を経過した日以後は年9.2%(平成25年以前は年14.6%)です。